

特定非営利活動法人動物愛護かがわ定款

(全 人)

第1章 総則

第1条 本会は、特定非営利活動法人動物愛護かがわ(以下「本会」という。)とする。

(事務所) (資本金)

第2条 本会は、事務所を香川県木田郡三木町大字井戸根7414番地2に置く。

(資本金)

第3条 本会の目的は、人と動物の絆(ヒトと動物とのアニマル・ボンド)を確立すると共に、

次世代を担う子供たちの動物愛護の心を育てる教育の普及により、市民と動物、特

に犬猫などが平和に共存出来る社会づくりを目指して、その環境保全と発展に寄

与することを目的とする。よって、啓蒙活動を中心とし、保護活動は行わない。

(特定非営利活動の種類)

第4条 本会は、前条の目的を達成するため、次の種類の特定非営利活動を行う。

(1) 社会教育の推進を図る活動

(2) 環境の保全を図る活動

(3) 子どもの健全育成を図る活動

(事業)

第5条 本会は、第3条の目的を達成するため、特定非営利活動に係る事業として、

次の事業を行う。

① 動物愛護に関する各種情報の収集・提供

② コンパニオン・アニマル思想の普及および動物愛護に関する啓蒙活動

③ 犬猫等の小動物との触れ合い体験の提供

④ 動物飼育に関する相談・助言

⑤ 家庭飼育動物の飼育モラル向上の啓蒙活動

⑥ 家庭飼育動物の不妊去勢手術を普及推進

⑦ 事業報告、事業計画、関連情報を載せた会報を年1回発行

⑧ 学校活動における動物愛護精神養成に資する支援と交流

⑨ その他理念推進に必要な事業

(種別)

第6条 本会の会員は、次の3種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法(以下「法

律」という。)上の社員とする。

(1) 正会員 本会の目的に賛同して入会し、その活動に積極的に参加できる個人

(2) 賛助会員 本会の目的に賛同して入会し、その活動を賛助する個人

(3) 維持会員 本会の目的に賛同して入会し、本会の財政を支える個人及び団体
(入会)

第7条 会員として入会しようとするものは、会長が別に定める入会申込書により、会長
に申し込むものとし、会長は、正当な理由がない限り、本会を認めなければならない。

2 会長は前項のものを入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって
本人にその旨を通知しなければならない。
(会費)

第8条 会員は、総会において別に定める会費を包括納入しなければならない。
(会員の資格の喪失)

第9条 会員が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

(1) 退会届の提出をしたとき。

(2) 本人が死亡し、又は会員である団体が消滅したとき。
(3) 継続して6ヶ月以上会費を滞納したとき。
(4) 除名されたとき。

第10条 会員は、会長が別に定める退会届を会長に提出して、任意に退会することができる。
(除名)

第11条 会員が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、総会の議決により、これ
を除名することができる。この場合、その会員に議決の前に弁明の機会を与えなけれ
ばならない。

(1) この定款等に違反したとき。
(2) この会の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

(抛出金品の不返還)

第12条 既納の会費及びその他の抛出金品は、不返還しない。

第4章 役員及び職員

(種別及び定数)

第13条 この会に、次の役員を置く。

(1) 理事 3人～5人

(2) 監事 1人

2 理事のうち1人を会長、2人を副会長とする。

第14条 理事及び監事は、総会において選任する。

2 会長及び副会長は、理事の互選とする。

3 役員のうちには、それぞれの役員についてその配偶者若しくは3親等以内の親族
が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員
の総数の3分の1を超えて含まれることにならなければならない。

4 監事は、理事又は本会の職員を兼ねることができない。

人員及び任期

(職務)

会 章 第 三 章

第15条 会長は、本会を代表し、その業務を総理する。(昭和三十九年法律第百九十四号)

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。(昭和三十九年法律第百九十四号)

3 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、この会の業務を執行する。(昭和三十九年法律第百九十四号)

4 監事は、次に掲げる職務を行う。(昭和三十九年法律第百九十四号)

(1) 理事の業務執行の状況を監査すること。(昭和三十九年法律第百九十四号)

(2) 本会の財産の状況を監査すること。(昭和三十九年法律第百九十四号)

(3) 前2号の規定による監査の結果、本会の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを總會又は所轄庁に報告すること。(昭和三十九年法律第百九十四号)

(4) 前号の報告をするために必要がある場合には總會を招集すること。(昭和三十九年法律第百九十四号)

(5) 理事の業務執行の状況又は本会の財産の状況について、理事に意見を述べ、若しくは理事会の招集を請求すること。(昭和三十九年法律第百九十四号)

(任期等) (昭和三十九年法律第百九十四号)

第16条 役員任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。(昭和三十九年法律第百九十四号)

2 補欠のため、又は増員により就任した役員任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。(昭和三十九年法律第百九十四号)

3 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。(昭和三十九年法律第百九十四号)

(欠員補充) (昭和三十九年法律第百九十四号)

第17条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。(昭和三十九年法律第百九十四号)

(解任) (昭和三十九年法律第百九十四号)

第18条 役員が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、總會の議決により、これを解任することができる。この場合、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。(昭和三十九年法律第百九十四号)

(1) 心身の故障のため、職務の遂行に堪えないと認められるとき。(昭和三十九年法律第百九十四号)

(2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があつたとき。(昭和三十九年法律第百九十四号)

(報酬等) (昭和三十九年法律第百九十四号)

第19条 役員は、その総数の3分の1以下の範囲内で報酬を受けることができる。(昭和三十九年法律第百九十四号)

2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。(昭和三十九年法律第百九十四号)

3 前2項に関し必要な事項は、總會の議決を経て、会長が別に定める。(昭和三十九年法律第百九十四号)

(職員) (昭和三十九年法律第百九十四号)

第20条 この会に、事務局長その他の職員を置くことができる。(昭和三十九年法律第百九十四号)

2 職員は会長が任免する。(昭和三十九年法律第百九十四号)

(昭和三十九年法律第百九十四号)

(昭和三十九年法律第百九十四号)

(昭和三十九年法律第百九十四号)

第5章 総会

(百 七)

(種別)

第21条 本会の総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。

(構成)

第22条 総会は、正会員をもって構成する。

(権能)

第23条 総会は、以下の事項について議決する。

(1) 定款の変更

(2) 解散

(3) 合併

(4) 事業計画及び収支予算

(5) 事業報告及び収支決算

(6) 役員を選任又は解任

(7) 年会費の額

(8) その他運営に関する重要事項

(開催)

第24条 通常総会は、毎年1回開催する。

第25条 臨時総会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。

(1) 理事会が必要と認め、招集の請求をしたとき。

(2) 正会員総数の5分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。

(3) 第15条第4項第4号の規定により、監事から招集があったとき。

(招集)

第25条 総会は、前条第2項第3号の場合を除き、会長が招集する。

2 会長は、前条第2項第1号及び第2号の規定による請求があったときは、臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(議長)

第26条 総会の議長は、その総会に出席した正会員の中から選出する。

(定足数)

第27条 総会は、正会員総数の3分の1以上の出席がなければ開会することはできない。

(議決)

第28条 総会における決議事項は、第25条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

第29条 各正会員の表決権は、平等なものとする。

2 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項

について書面をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することが出来る。

3 前項の規定により表決した正会員は、次条第1項及び第51条の適用については、その総会に出席したものとみなす。

4 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることが出来ない。

(議事録) 第30条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
- (2) 正会員総数及び出席者数(書面表決者又は表決委任者がある場合にあつては、その数を付記すること。)
- (3) 審議事項
- (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
- (5) 議事録署名人の選任に関する事項

2. 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名し、押印しなければならない。

第6章 理事会

(構成) 第31条 理事会は、理事をもって構成する。

(権能) 第32条 理事会は、この定款で定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) その他総会の議決を要しない業務の執行に関する事項

(開催) 第33条 理事会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。

- (1) 会長が必要と認めたとき。
- (2) 理事総数の3分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があつたとき。
- (3) 第15条第4項第5号の規定により、監事から招集の請求があつたとき。

(招集) 第34条 理事会は、会長が招集する。

2 会長は、前条第2号及び第3号の規定による請求があつたときは、理事会を招集しなければならない。

3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、通知しなければならない。

(議長) 第35条 理事会の議長は、会長がこれにあたる。

2 会長は、前条第2号及び第3号の規定による請求があつたときは、理事会を招集しなければならない。

(議決)と必ず併せて決議する人員等を含む議決の議決事項を記載する。 (第36条)

第36条 理事会における議決事項は、第34条第3項の規定によってあらかじめ通知した

議決事項とする。 (第36条)

2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決す
るところによる。 (第36条)
(表決権等) (第36条)

第37条 各理事の表決権は、平等なるものとする。 (第37条)

2 急むを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項
について書面をもって表決することができる。 (第37条)

3 前項の規定により表決した理事は、前条及び次条第1項の適用については、理事会
に出席したものとみなす。 (第37条)

4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わる
ことができない。 (第37条)

(議事録) (第37条)

第38条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所 (第38条)
- (2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名（書面表決者にあつては、その旨を付記
すること。） (第38条)
- (3) 審議事項 (第38条)
- (4) 議事の経過の概要及び議決の結果 (第38条)
- (5) 議事録署名人の選任に関する事項 (第38条)

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名
押印しなければならない。 (第38条)

第7章 資産及び会計 (第39条)

(資産の構成) (第39条)

第39条 本会の資産は、次の各号に掲げるものをもつて構成する。 (第39条)

- (1) 設立当初の財産とされた資産 (第39条)
- (2) 会費 (第39条)
- (3) 寄付金品 (第39条)
- (4) 財産から生じる収入 (第39条)
- (5) その他の収入 (第39条)

(資産の区分) (第39条)

第40条 この会の資産は、特定非営利活動に係る事業に関する資産とする。 (第40条)

(資産の管理) (第40条)

第41条 本会の資産は、会長が管理し、その方法は、総会の議決を経て、会長が別に定め
る。 (第41条)

(会計の原則) (第41条)

第42条 本会の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従つて行ふものとする。 (第42条)

(事業計画及び予算)

第43条 本会の事業計画及びこれに伴う収支予算は理事長が作成し、総会の議決を経なければならない。

(暫定予算)

第44条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、会長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収入支出することができる。

2 前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。

(予備費の設定及び使用)

第45条 予算超過又は予算外の支出に充てるため、予算中に予備費を設けることができる。

2 予備費を使用するときは、理事会の議決を経なければならない。

第46条 予算議決後にやむを得ない事由が生じたときは、理事会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

(事業報告及び決算)

第47条 本会の事業報告書、収支計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、会長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

2 会計の決算上、剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(事業年度)

第48条 この会の事業年度は、毎年 1月1日に始まり同年12月31日に終わる。

(臨機の措置)

第49条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、総会の議決を経なければならない。

第8章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第50条 この会が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の4分の3以上の多数による議決を経、かつ、法第25条第3項に規定する軽微な事項を除いて所轄庁の認証を得なければならない。

(解散)

第51条 本会は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
- (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
- (3) 正会員の欠亡
- (4) 合併
- (5) 破産
- (6) 所轄庁による設立の認証の取消し

2 前項第1号の事由によりこの会が解散するときは、正会員総数の4分の3以上の承

